

香川県水産審議会条例

(設置)

第1条 水産に関する重要事項を審議するため、香川県水産審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項につき審議する。

- (1) 水産の基本計画に関する事項
- (2) 水産物の安定供給の確保に関する事項
- (3) 水産業の健全な発展に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、水産に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 市町の長又は職員
- (2) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会その他の漁業団体の役職員
- (3) 漁村の青年女性組織の代表者
- (4) 海区漁業調整委員会の委員
- (5) 漁業金融機関の役職員
- (6) 消費者の意見を代表する者
- (7) 水産に関し、学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を審議するため、専門委員を置く。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、その会議の議長となる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則 (平成18年10月17日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。